

天理市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第5号

天理市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

天理市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「「14日以内」と読み替えるもの」を「「14日以内」とし、法第84条の規定の適用については、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「天理市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月天理市条例第2号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。